

(公印・契印省略)

諮問第 1267 号
令和 7 年 6 月 23 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

大志物流株式会社（代表取締役 森木 伸）ほか 10 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 29 条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は別紙 1 のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙 2 のとおりであり、いずれも同法第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第 34 条において準用する同法第 8 条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第 29 条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和7年6月23日
総 務 省

○ 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

	申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金(注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
1	大志物流株式会社 (北海道旭川市)	200 万円	貨物運送業 (5,454万円)	○			【1号役務】 北海道旭川市	【1号役務】 顧客(自動車登録機関)加盟の自動車販売店を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 7月1日
2	埼玉トヨペット ホールディングス株式会社 (埼玉県さいたま市)	1,000 万円	貨物運送業 (9億9,922万円)	○			【1号役務】 埼玉県	【1号役務】 顧客(グループ会社である自動車販売会社)の本支社間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日
3	ダイヤリックス株式会社 (東京都港区)	11億2,350万 円	貨物運送業 (88億9,949万円)	○			【1号役務】 茨城県、神奈川県、富山県、三重県、滋賀 県、岡山県、香川県、広島県	【1号役務】 顧客(グループ会社である化学関連会社)の本支社間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 7月1日
4	東亜物流株式会社 (東京都江戸川区)	1億円	貨物運送業 (61億4,968万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)	【1号役務】 自治体の公文書集配業務の入札を見込んでいる。	令和7年 7月1日
5	大興商事株式会社 (東京都大田区)	1,000 万円	貨物運送業 (3,268万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、神奈川県	【1号役務】 顧客(電気機器開発設計会社)の本支社間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 7月1日
6	株式会社埼京通商 (東京都江東区)	1,000 万円	貨物運送業 (4億1,389万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)	【1号役務】 顧客(化学関連会社)の本支社間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 7月1日
7	株式会社清晃企画 (神奈川県横浜市)	1,000 万円	貨物運送業 (5,246万円)	○			【1号役務】 神奈川県横浜市青葉区、東京都千代田区	【1号役務】 顧客(化学関連会社)の本支社間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 7月1日
8	有限会社日本テクノカーゴ (大阪府大阪市)	300 万円	貨物運送業 (5,414万円)			○	【3号役務】 大阪府、兵庫県神戸市	【3号役務】 顧客(通関事業者、海運事業者等)から差し出される貿易関連の契約 書や請求書について、主として二輪車を使用して、引受けから配達まで 比較的短時間で送達する役務を見込んでいる。	令和7年 7月1日
9	有限会社大豊陸送 (愛媛県松山市)	300 万円	貨物運送業 (2億5,463万円)	○			【1号役務】 愛媛県松山市	【1号役務】 顧客(自動車登録機関)加盟の自動車販売店を巡回する役務を見込 んでいる。	令和7年 7月1日
10	化成フロンティアサービス 株式会社 (福岡県北九州市)	2,000 万円	貨物運送業 (7億6,588万円)	○			【1号役務】 福岡県(離島を除く。)	【1号役務】 顧客(グループ会社である化学関連会社)の本支社間を巡回する役務 を見込んでいる。	令和7年 7月1日
11	赤帽熊本県 軽自動車運送協同組合 (熊本県熊本市)	600 万円	貨物運送業 (8,747万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 引受地:熊本県(離島を除く。) 配達地:熊本県(離島を除く。)、 福岡県(離島を除く。)	【1号役務】 顧客(自動車登録機関)加盟の自動車販売店を巡回する役務を見込ん でいる。 【3号役務】 顧客(病院)間における血液輸送において、同一梱包内に検体情報等 の信書を取り扱うことから、温度管理や即時送達が求められる役務を 見込んでいる。	令和7年 7月1日

注1:直近の決算年度における額を記載。

注2:直近の決算年度における額を記載。

注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
1	大志物流株式会社	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
2	埼玉トヨペット ホールディングス株式会社	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
3	ダイヤリックス株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
4	東亜物流株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
5	大興商事株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
6	株式会社埼京通商			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
7	株式会社清晃企画			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
8	有限会社日本テクノカーゴ	3号	3号	3号	3号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
9	有限会社大豊陸送	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
10	化成フロンティアサービス 株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
11	赤帽熊本県 軽自動車運送協同組合	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)(注2)
1	大志物流株式会社			
2	埼玉トヨペット ホールディングス株式会社			
3	<u>ダイヤリックス株式会社</u>			
4	<u>東亜物流株式会社</u>			
5	<u>大興商事株式会社</u>			
6	株式会社埼京通商			
7	<u>株式会社清見企画</u>			
8	有限会社日本テクノカーゴ			
9	有限会社大豊陸送			
10	化成フロンティアサービス 株式会社			
11	赤帽熊本県 <u>軽自動車運送協同組合</u>			

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

注2: 顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額や契約見込者との間で予定する契約見込額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名		年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)	租税 公課	
1	大志物流株式会社	初 (3ヶ月)								
		翌								
2	埼玉トヨペット ホールディングス株式会社	初 (12ヶ月)								
		翌								
3	ダイヤリックス株式会社	初 (9ヶ月)								
		翌								
4	東亜物流株式会社	初 (10ヶ月)								
		翌								
5	大興商事株式会社	初 (9ヶ月)								
		翌								
6	株式会社埼京通商	初 (2ヶ月)								
		翌								
7	株式会社清晃企画	初 (9ヶ月)								
		翌								
8	有限会社日本テクノカーゴ	初 (11ヶ月)								
		翌								
9	有限会社大豊陸送	初 (6ヶ月)								
		翌								
10	化成フロンティアサービス 株式会社	初 (9ヶ月)								
		翌								
11	赤嶺熊本県 軽自動車運送協同組合	初 (11ヶ月)								
		翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

6

注3: 信書便事業支出の各項目については、各項目ごとに積み上げ又は兼業する事業との案分による額により算出。

また、その他の事業に係る収入は前年度実績を基に算出し、支出は信書便事業と案分した額を除いた上で、前年度の実績を基に算出している。

本資料は委員限り

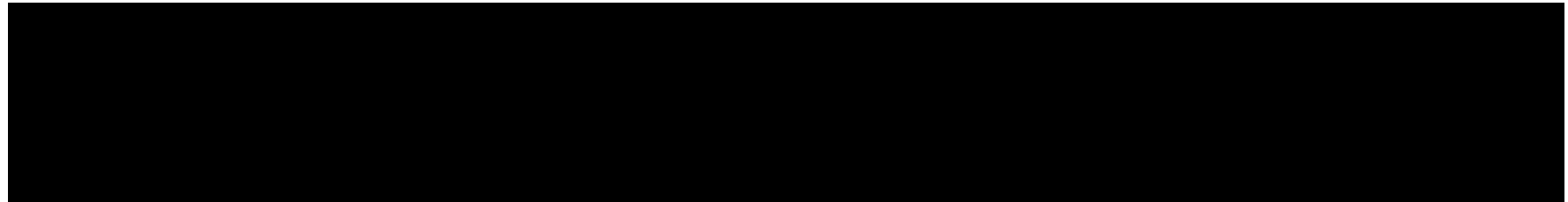
(4) 資金計画（委員限り）

申請者名		事業開始に要する資金(注1)	直近決算年度における現金預金の額(注2)	純資産の額(注3)
1	大志物流株式会社			
2	埼玉トヨペット ホールディングス株式会社			
3	<u>ダイヤリックス株式会社</u>			
4	<u>東亜物流株式会社</u>			
5	<u>大興商事株式会社</u>			
6	株式会社埼京通商			
7	<u>株式会社清晃企画</u>			
8	有限会社日本テクノカーゴ			
9	有限会社大豊陸送			
10	化成フロンティアサービス 株式会社			
11	<u>赤帽熊本県 軽自動車運送協同組合</u>			

注1: 事業開始に要する資金は、人件費の2カ月分、地代家賃の1カ年分等の合計額。

注2: 流動資産のうち「現金預金の額」(売掛金、未収入金等は含まない。)を記載。

注3: 純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。



特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

大志物流株式会社（代表取締役 森木 伸）ほか 10 者からの特定信書便事業の許可申請について、申請概要は別紙 1 のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要は、以下のとおり。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
		配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

※ 審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業許可申請と同時に信書便管理規程の設定の認可申請がなされているため別途審査を行っており、諮問第 1269 号として諮問している。

※ 審査項目中、業務の一部の委託については、該当なし。

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第 31 条第 2 号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
事業収支見積り	ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。	信書便事業収入は、契約見込み者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。 信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適

役務内容	提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。	申請のあった役務内容は、1号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超えるものとなっており、また、3号役務として提供する役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
------	---	---	---

※ 審査項目中、2号役務を提供しようとする場合における提供区域、業務の一部の委託、他の信書便事業者との協定又は契約については、該当なし。

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第31条第3号)

項目	審査基準	審査結果概要	適否				
行政庁の許可等	信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。	下表に示すとおり、事業を営むために必要な許可等を取得済みである。 <table><tr><th>申請者名</th><th>許可等の種別</th></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	申請者名	許可等の種別			適
申請者名	許可等の種別						
資金計画	ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。 イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1カ年分、人件費等の2カ月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適切かつ明確に算出されている。 また、その資金を調達できることについて、最近の事業年度における貸借対照表等により明確な裏付けのあることを確認している。	適				

※ 審査項目中、国際信書便の役務については、該当なし。

4 欠格事由に該当しないこと。(法第34条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし